

財産としての特許権

－イタリアにおいて特許は誰のものか？



ステファノ・フェッロ (Stefano Ferro)

GIP Italy/Bugnion Spa、顧問

欧州商標弁理士・欧州意匠弁理士

発明は、AIの発達で将来どうなるかわからないが、現状、1人または複数の人間の活動から生まれる。そして多くの場合、発明者が所属する企業体の活動範囲内で生まれる。法律はこの現実を無視しておらず、発明者とその企業との関係に関する具体的な規定を持っている。本稿では、イタリアにおける発明活動に関する国内法の最新動向を説明する。

民間における発明

知的財産権（著作権を除く）に関する法律であるイタリア工業所有権法（IPC）第64条は、3つの異なる場合を規定している。

- ・「職務発明」－発明活動が雇用契約に従う従業員の職務に含まれ、給与の一部がその活動に対して支給される。この場合、その発明に対する特許出願の権利は会社に帰属し、従業員は追加的な支払いを受ける権利を有さない。
- ・「雇用発明」－雇用契約は発明活動に対する報酬を定めていないが、発明は雇用契約履行の結果としてなされたものである。この場合、発明者は雇用主から正当な対価を得る権利はあるが、その発明に対する特許出願の権利は会社にある。
- ・「偶発発明」－発明は会社の活動分野内にあるが、従業員／発明者の職務は発明活動に関係しない。この場合、従業員は会社に発明を開示する必要があるが、会社は特許出願を購入するか、発明を使用する権利を有償で取得するかを選択することになる。このケースは現実には非常に稀である。

発明者が複数いる場合でも適用されるルールは変わらず、所属会社が同一の場合にも異なる場合にも上記ルールが適用される。

大学または公的研究機関における発明

2023年8月まで、IPC第65条は、大学やその他の公的研究機関で働く研究者の発明に対して「教授特権」を認めていた。この特権により、民間企業の従業員に適用される条件は適用されず、こ